

●編集顧問／牧野永城、菅原克彦、阿部令彦、出月康夫、武藤輝一、田島知郎、萩原 優、北島政樹

●編集委員／跡見 裕、畠山勝義、炭山嘉伸、桑野博行、宮崎 勝、島津元秀

●編集同人／佐野圭司、近藤芳夫、阪口周吉、鈴木章夫、秋山 洋、塩谷信幸、諏訪邦夫、岡崎春雄、松元輝夫、折田薫三、細田泰之

第 69 回日本臨床外科学会（会長・草野満夫：昭和大学教授）が横浜で開催された。そこで、「刑事訴訟と外科系診療」と題する特別企画があった。本誌の編集委員である炭山教授と私が座長を担当したが、主題名に刑事訴訟が入った企画はあまりないこともあり、どのような議論になるのかやや不安であった。広い会場はほぼ満員で、外科医の関心の高さをうかがわせるものであった。

そもそも、医療行為に関する議論のなかで刑事訴訟が出てくるのは異常な話である。福島県立大野病院の産婦人科医が逮捕されたことは、外科医に大きな衝撃を与えた。容疑は、業務上過失致死と医師法第 21 条違反である。医師法第 21 条は異状死の届け出の義務に関するものであるが、異状死とはどのようなものかの合意がなされていない時点で、拡大解釈とともれる運用をしたことの問題は大きいといえる。もともと届け出をするべき異状死とは、目視で体表に事件を疑わせる異状な所見があるものをいうのであろう。すなわち、首に縄の模様があるときや、腹部にナイフが刺さっている場合などである。これを医療行為にまで持ち込むのはどうしても無理がある。

医療行為のなかで、業務上過失傷害・致死と判断するのは必ずしも容易ではない。明らかな診療過誤は当然刑事罰を受けるべきである。一方、通常の医療行為の結果として患者さんが死に至ったとき、そこに過誤があったのかどうかを判定することは容易ではない。知り合いの裁判官は、100 人に 1 人しか起こらないことが起これば、そこに何かミスがあったとするのは自然ではないかという。そうではない。100 人に 1 人でも起こりうることをしっかりと認識していただかねばならない。

医療に関する訴訟は、つまるところ医師と医師の問題である。裁判官も弁護士も法律の専門家であって、医療の専門家ではない。彼らは、医療の専門家である医師の意見を最大限に考慮し、結論を導くのである。私たちも、主張すべきは主張し、疑問がある判例には異議を唱えることが必要な時になっている。

(跡見 裕)

臨床外科 (第 63 巻 第 2 号)

発 行 株式会社 医学書院
代 表 者 金原 優

〒113-8719 東京都文京区本郷 1-28-23
社内案内 (03) 3817-5600
販売部直通 (03) 3817-5659・5660
振替口座 00170-9-96693 番

2008 年 2 月 20 日発行 (毎月 1 回 20 日発行)

定価 2,625 円 (本体 2,500 円 + 税 5%)
2008 年 年ぎめ予約購読料 38,960 円 (税込)
(送料弊社負担・増刊号を含む 13 冊)

☎ 本誌編集室直通 (03) 3817-5708
ファクシミリ (03) 3815-7802
E-mail : ringe@igaku-shoin.co.jp
担 当 鶴淵・田村・中田
印刷所 三報社印刷(株) 電話 (03) 3637-0005
広告申込所 (株) 医薬広告社 電話 (03) 3814-1971

- Published by IGAKU-SHOIN Ltd. 1-28-23 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo © 2008, Printed in Japan
- 本誌に掲載された著作物の複写・複製・転載・翻訳・データベースへの取り込みおよび送信(送信可能化を含む)に関する許諾権は医学書院が保有しています。
- JICIS < (株) 日本著作出版権管理システム委託出版物 >
本誌の無断複写は著作権法上での例外を除き、禁じられています。本誌を複写される場合は、そのつど事前に(株)日本著作出版権管理システム(03-3817-5670)の許諾を得てください。
- 医学書院ホームページ(インターネット)は <http://www.igaku-shoin.co.jp> です。
- 「臨床外科」ホームページは <http://www.igaku-shoin.co.jp/mag/ringe/> です。